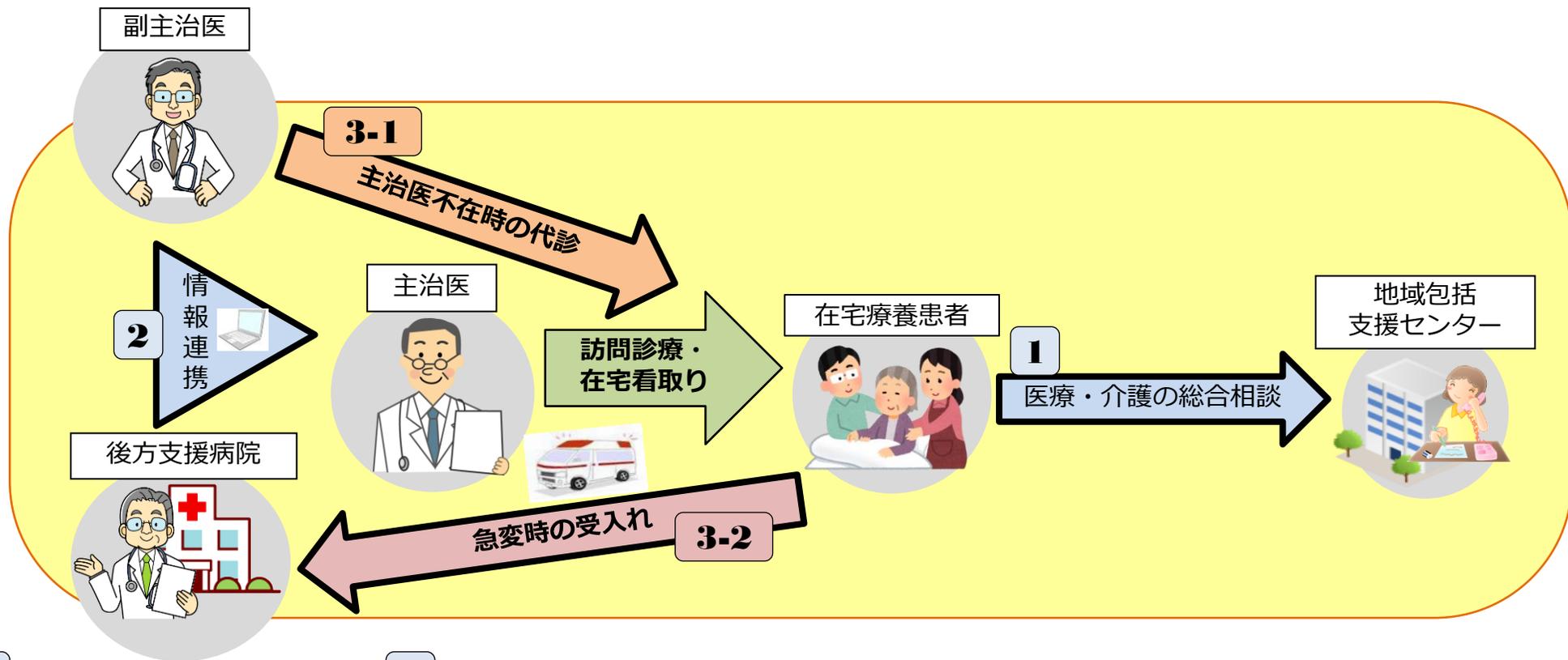


在宅ケア体制の全県展開

○県内全域の市町・郡市医師会において、「①医療・介護の総合相談窓口の設置」「②在宅ケア関係者間の患者情報等の情報連携」「③医療機関の連携による24時間の在宅医療体制」をH29年度末までに整理・構築し、運用開始



1

医療・介護の総合相談

…在宅に帰ることを希望する患者家族等が介護保険の利用や在宅医療に対応できるかかりつけ医等について相談できる窓口を、地域包括支援センターに設置

2

患者情報等の情報連携

…副主治医や後方支援病院、訪問看護師等が主治医と連携するために、ICT等を用いて情報共有を行う

3-1

24時間の在宅医療体制

副主治医による主治医不在時の代診

…主治医が対応できない時に往診する必要があった際に、あらかじめ決めておいた副主治医が代診に行く

3-2

後方支援病院による急変時の受け入れ

…患者が急変して在宅医療で対応できない場合等に、あらかじめ決めておいた後方支援病院に搬送する（在宅患者用のベッドを確保）